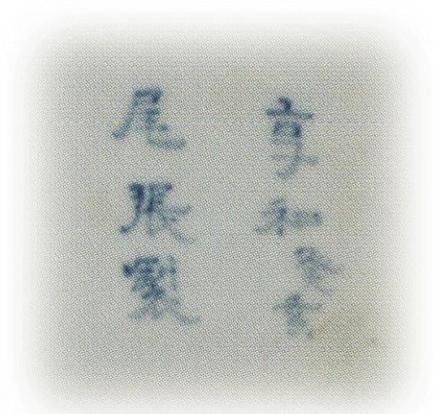


第5回 加藤民吉勉強会

染付磁器生産開始のなぞ

Point 1 磁器創始者のなぞ

Point 2 「尾張」刻印のなぞ



染付山水図蓋物
「享和癸亥尾張製」銘

谷口雅夫 (元(公財)瀬戸市文化振興財団常務理事)

染付磁器の誕生

- 享和元年(1801)3月に藩からの御触があり、吉左衛門は民吉を連れて熱田前新田に引き越した。瀬戸村から大勢引越したとあり、その理由として二男以下の者の渡世の訳と、茶碗屋と争論となり焼物が捌けず難渋していることをあげている。
- 開墾に従事していたところ、不調法な姿が熱田奉行津金文左衛門の目に留まった。屋敷へ呼びその訳を尋ねると、吉左衛門は家督は実子・養子区別なく1人限りの縛りがあるためと答えた。文左衛門は本分の窯職に精を出すならば、南京焼の製法を伝授すると吉左衛門らに伝えた。
- 文左衛門は、吉左衛門・民吉父子を瀬戸村へ通わせて、その折々に試し焼きをさせた。悪しき箇所は幾度となく詳しく教え、たびたび焼かせた。そのうち盃ほどの小さき品が五つ六つ焼き上がり、南京焼とそっくりの出来栄えであった。

新規に認められた窯屋の顔ぶれ (1)

- 享和元年(1801)、藩は染付磁器を二男以下の職業として認めることになるが…。
- 初めて認められた顔ぶれは、唐左衛門(日影窯系)、吉左衛門(日影窯系)、忠治(日影窯系)、卯兵衛(経塚山窯系)、勘六(経塚山窯系)、直右衛門(経塚山窯系)、彦七(日面窯系)、弥右衛門(角左衛門家祖)、仁兵衛(長兵衛家祖)、惣助(市右衛門家祖)、藤七(市右衛門家祖)、治兵衛(本郷古窯再興)、重吉(不明)、桑八(不明)、富右衛門(不明)、富蔵(不明)の16人。

しかし、かれらは既存の窯屋たちの転職であり、なかでも忠治、卯兵衛、治兵衛は元窯(窯主)であった。

二男以下ではなく、なぜ既存の窯屋なのか

- 庄屋唐左衛門の思惑

唐左衛門の記録「染付焼物御発端ノ事」によると、

<理由> 二男の職分として勘考して下さったが、瀬戸・赤津・下品野の3か村の窯屋は、城下の茶碗屋と焼物の捌き方で、利潤をめぐり争論となり藩にご苦勞をかけている。焼物が捌けず困窮している。

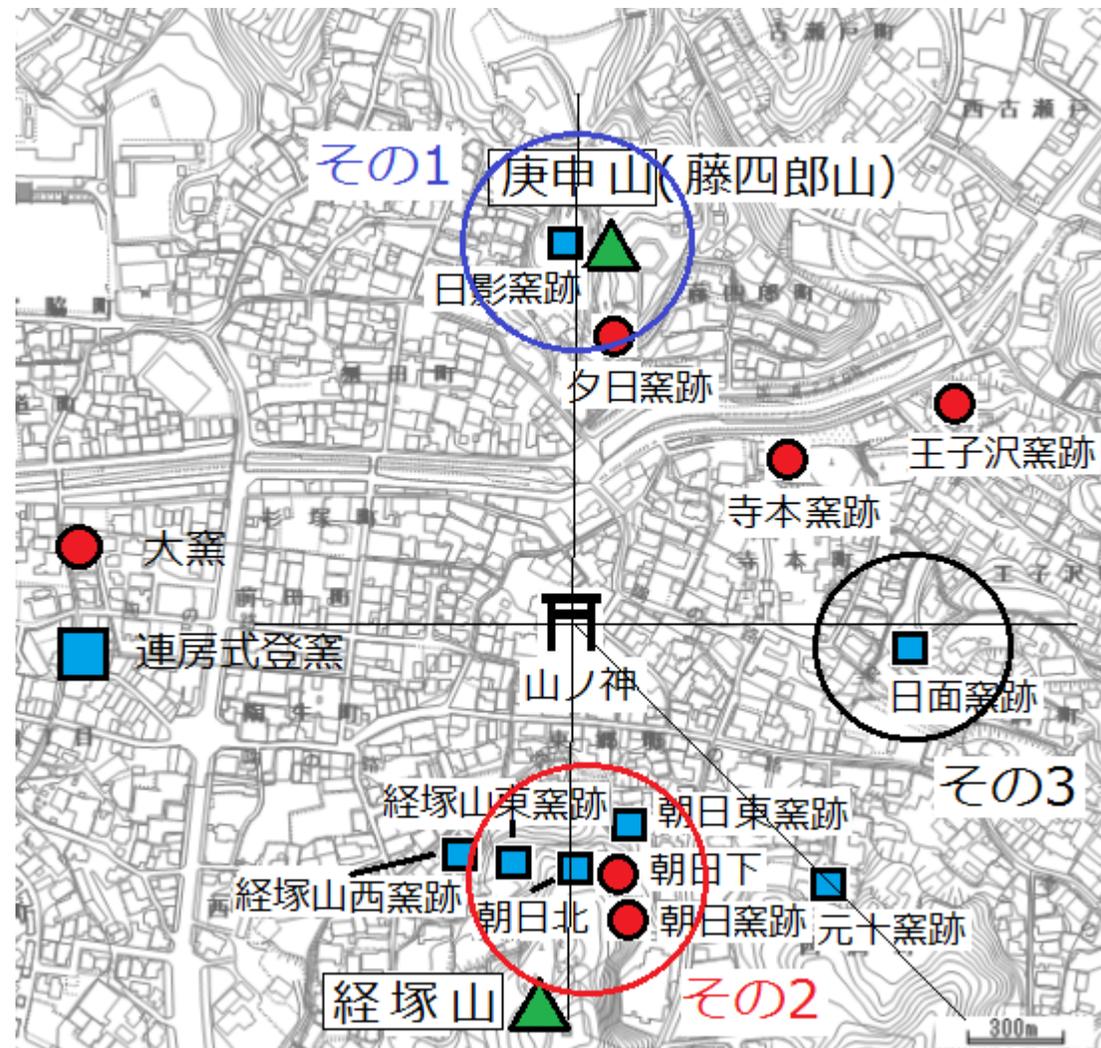
<対応> 現在の人数を引き分けて、染付磁器に転職できるようにいたさせ、それにより度々取立になられたけれども、庄屋唐左衛門に都合の良い筋の願いで取立がはじまった、と言うもの。
唐左衛門は、このままでは瀬戸の窯屋が潰れになってしまうという危機感から、まず既存の窯屋を優先した。

新規に認められた窯屋の顔ぶれ (2)

染付磁器転職者の天明系図による分類

天明系図	系 統	染付磁器転職者		
その1	日影窯	吉左衛門	唐左衛門	忠治
その2	経塚山窯	卯兵衛	勘六	直右衛門
その3	日面窯	彦七		
系図にない	元十窯	江戸時代を通して本業焼		
	角左衛門家祖	弥右衛門		
	長兵衛家祖	仁兵衛		
	市右衛門家祖	惣助	藤七	
	八郎右衛門家祖			
系図にない	本郷古窯再興	治兵衛		

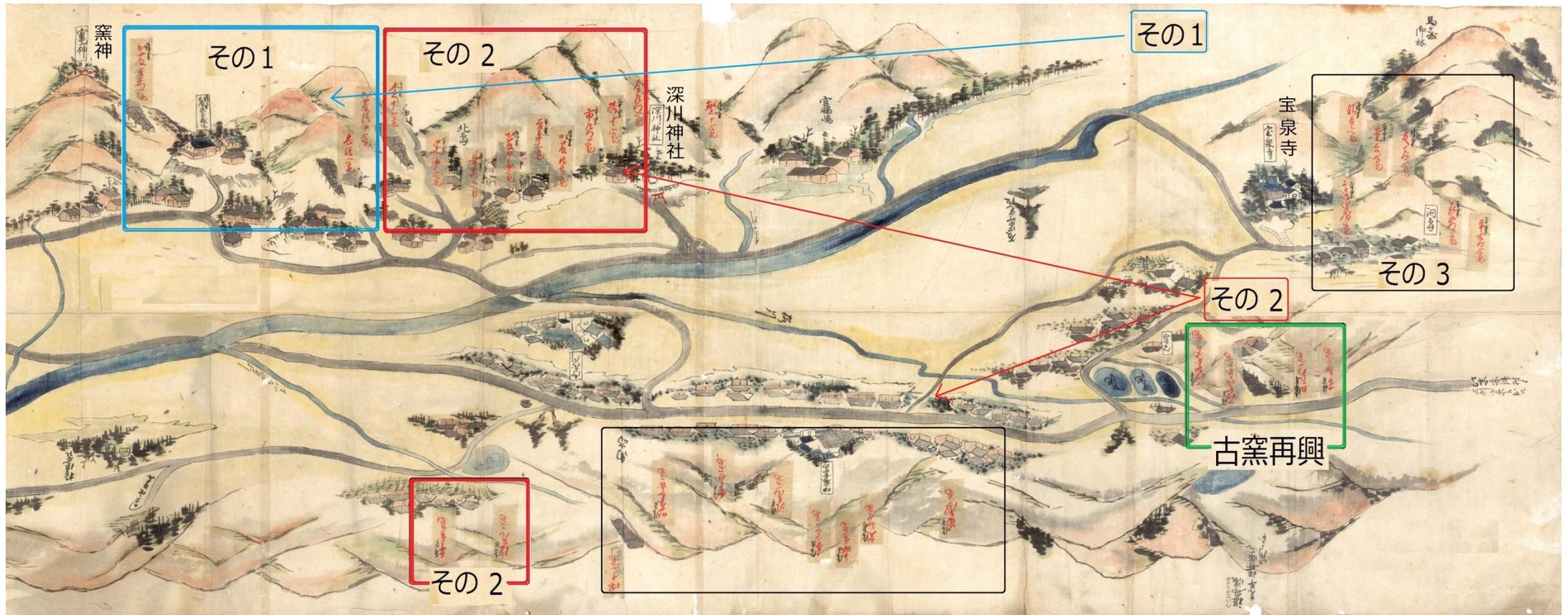
※ 重吉・桑八・富右衛門・富蔵の4人は不明



本郷古窯の再興願い

- 宝暦12年(1762)、瀬戸村本郷の百姓12人が本郷内に所在する古窯の再操業を計画し、藩に願い出た。百姓12人とは、円六・兵蔵・弥吉・佐五七・**治兵衛**・久助・治右衛門・平三郎・半助・利平次・次郎平・茂左衛門。
- これに対し、従来の窯屋は全員が一致して反対をする。これは、陶祖藤四郎の筋目の者とする、窯仲間の取り決めによるもの。
- 最終的には、明和7年(1770)に窯2通の再興が認められる。これにより、このころ半助が経塚山北麓の西側に、**治兵衛**は天明6年(1786)に経塚山の南麓に築窯している。

藤四郎山・経塚山からお亭山あたりへ移動し展開



「瀬戸村窯之図」一部

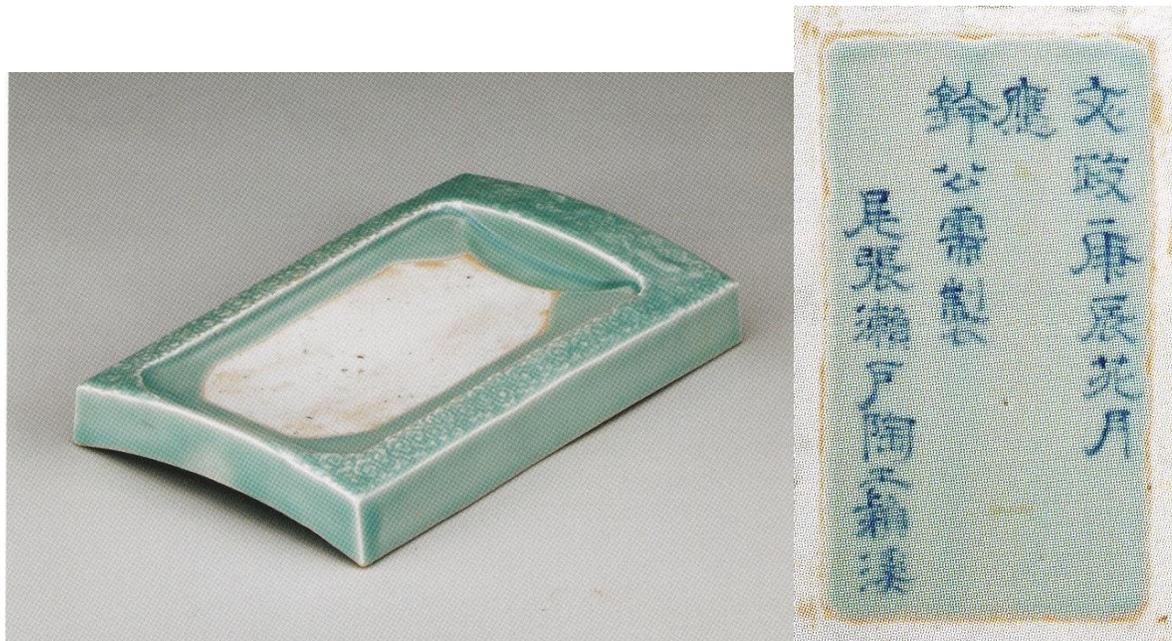
瀬戸村ミュージアム

特殊品 初期染付焼の御用をつとめた窯屋たち

仰せ付かった日				染付磁器の御用品	日影窯系焼主		経塚山系焼主		
享和3年	1803	10月	15日	江戸表より勝手方勘定所へお手本					
享和3年	1803	11月	14日	姫君様御用で御蓋茶碗10組	吉右衛門	忠治			
文化元年	1804	3月	24日	聖聰院様より紀州藩殿様への御土産 一重口水指・薄端・花生・剥き蜜柑香合	吉右衛門	忠治	勘六	卯兵衛	直右衛門
文化元年	1804	3月	26日	江戸御用染付 花活・組重・井鉢・硯蓋	吉右衛門	忠治	勘六	卯兵衛	
文化元年	1804	8月		殿様御用いる御紋付御蓋茶碗	吉右衛門	忠治	勘六	卯兵衛	
文化元年	1804	8月		江戸御用 丁子風炉釜		忠治			

奥田穎川と吉右衛門(穎溪)、勘六(閑陸)

- 穎川の作品には、「穎川(えいせん)」銘を染付や赤絵で高台内に記したもののや、庸徳の「庸」銘、号「陸方山(りくほうざん)」銘などを記したものも残されている。



吉右衛門作青磁硯
「文政庚辰花月 應鈴公需製 尾張瀬戸陶工穎溪」
瀬戸蔵ミュージアム



勘六作青磁獅子
「行年七十七歳 閑陸造」 瀬戸蔵ミュージアム

染付磁器開発直後のできごと

- 享和2年(1802)9月に御蔵物名目となる。当時三都の間屋筋で、売捌き不振を口実にした荷代金の踏み倒しが横行し、3か村の窯屋も名古屋の瀬戸物屋も手を焼いていた。染付磁器が開発されたことを契機として、間屋筋16人から「生産と販売を藩の統制下におく蔵元制度」の願いが藩へ出された。藩は願いを聞き入れ、「御蔵入の形をもって窯元並びに城下にも会所を建て」スタートさせた。
- 同年11月には、商売筋の者へ触れが出される。「瀬戸3か村の焼物が御蔵物(名目)になった。城下・3か村に御蔵会所を取立てる。瀬戸物屋16人・3か村内15人(新規転職者)に御蔵元を申し付ける。箇毎に改め印を調べる。今後、買方はこれまでどおりとするが、両御蔵会所の指図に従い売買すべきこと。無印の箇物は一切取り扱い間敷こと。」というものであった。
- 同3年(1803)9月に染付磁器が真の御蔵物に仰せ付けられる。同12月には忠治が広井の御蔵へ12俵の製品を初めて納めている。

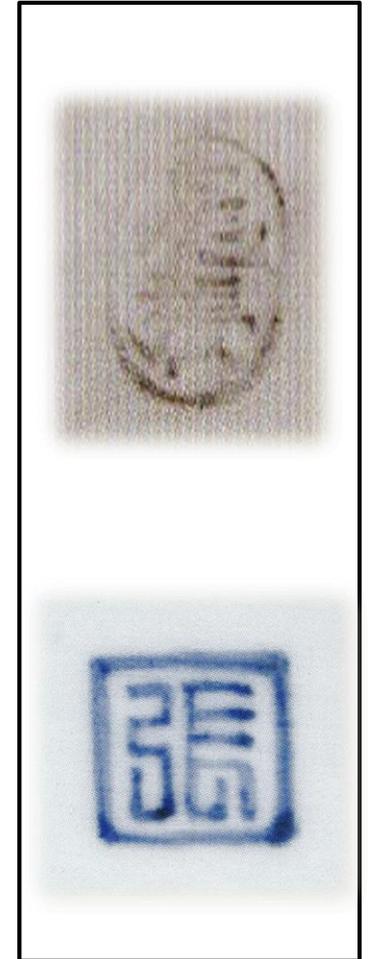
初期染付の紀年銘・刻印（1）

- 紀年銘は「享和年製」「文化年製」、「享和尾製」「文化尾製」のおおよそ二つに分けることができる。「享和年製」「文化年製」の製品には「尾張」の刻印が認められる。
- 享和2年(1802)11月の御触れ(仙左衛門文書)に、「箇毎ニ改印調候」「無印之箇物一切取噉間敷候」「若無印之箇物取扱候ニおみてハ可為越度者也」とある。
- 「乍恐口上之覚」(新右衛門文書)に「窯元においても、御役人様方御見廻りの上、荷主名前差札を改め、名印等も仕り、其上御印も箇毎に居え申候」とある。「名印等も仕り」は「尾張」印を下されたか、あるいは「尾張」「尾州」の使用を賜ったことであり、「御印も箇毎に居え」とは製品ごとに「御印」＝「尾張」「尾州」を付すことと考えられる。こうしたことから、窯屋は「尾張藩御蔵物の証」として、「尾張」の刻印もしくは「尾州」の染付銘に加え、製作年号を記したものと解釈できる。



初期染付の紀年銘・刻印 (2)

- 文化元年(1804)9月の「窯方掟書」に、「御紋付等の品であっても差別なく、すべて御定送り書をもって御蔵へ入れること。また、御数寄御用ならびに御家中注文の品は注文に従い焼立て、注文書を添えて差別なく御蔵へ納めること。」とある。
- 文化元年(1804)10月、染付焼物に用いる印 木印にて渡る。
張印 (尾張)印
- 9月の掟以降、御用品等もすべて御蔵へ納めることとなり、特殊品であることを明らかにするため、また、これまで使用してきた表記と区別するため「尾張」印は「(尾張)」印を、尾州の「尾製」は張州の「張」に変更させたと考えられる。



量産品は荷毎に差札、荷主の名前

広井御蔵入御立合
 吟味役衆 飯沼八左衛門様
 御勘定役 箕浦与右衛門様
 御同心 仲根茂吉様
 小使
 広井御蔵式軒江相納申候

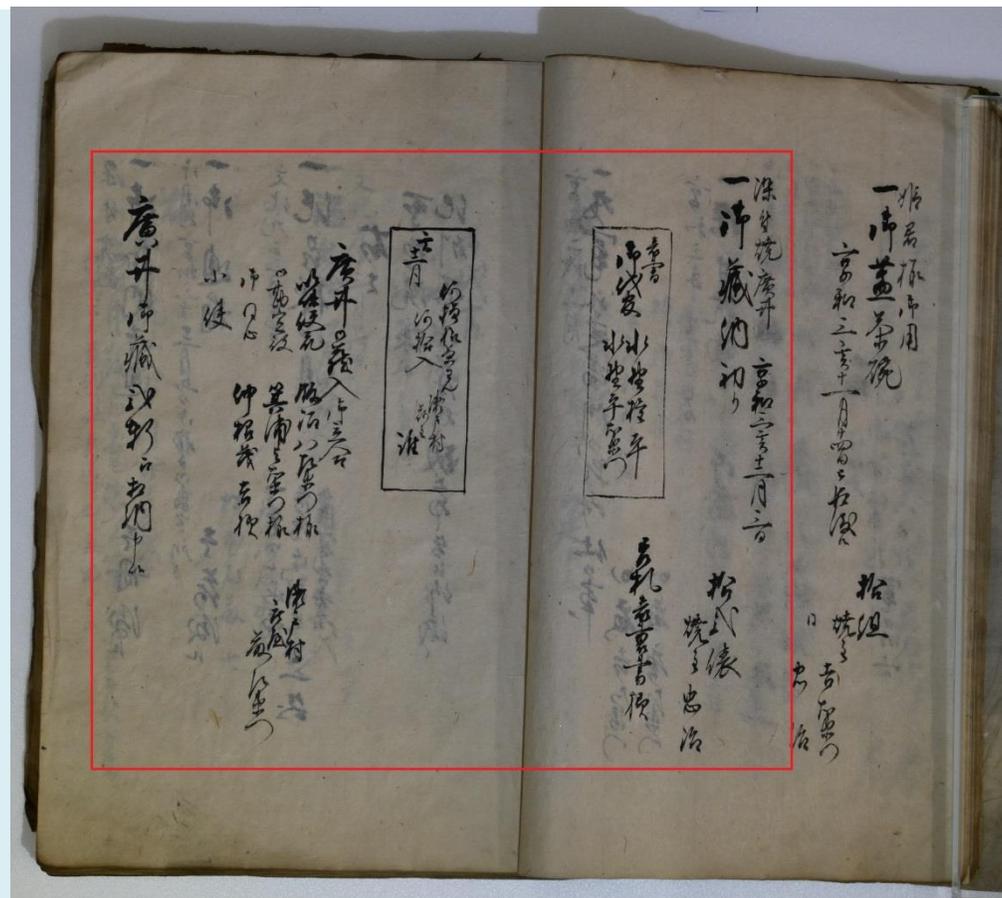
亥
 何模様茶わん
 何拾入 瀬戸村
 十二月
 荷主
 誰

表書
 水野権平
 御代官
 水野平右衛門

差札表裏書様

焼主忠治

一御蔵納始り 拾式俵
 染付焼広井 享和三亥十二月三日



「陶器古伝記写」 瀬戸蔵ミュージアム

まとめ 染付磁器生産開始のなぞ解き (1)

Point 1 磁器創始者のなぞ解き

- 享和元年(1801) 3月、吉左衛門は民吉を連れて熱田前新田に引き越す。瀬戸村で試し焼き(忠治窯組合)をし、開発に成功する。
- 同年、唐左衛門・吉左衛門・忠治・卯兵衛・勘六・直右衛門・彦七・弥右衛門・仁兵衛・惣助・藤七・治兵衛・重吉・糸八・富右衛門・富蔵が転職を認められる。
- 同2年(1802)11月、吉右衛門・唐左衛門が丸窯取立場所の願いを済ませる。
- 同3年(1803)2月、治兵衛が染付焼の素地配合に成功する。
- 同年11月14日、吉右衛門・忠治が姫君様の用いる御蓋茶碗10組仰せ付かる。
- 同年12月3日、忠治が始めて広井の御蔵へ染付焼製品12俵を納める。

⇒天明系図「その1」の忠治・吉右衛門(民吉を含め)グループが、他に先駆け先行している。

まとめ 染付磁器生産開始のなぞ解き (2-1)

Point 2 「尾張」刻印のなぞ解き

- 享和2年11月に御触れがあり、売買の品には製品1個ずつに「印」、すなわち「産地国名の表示」に加え、製作年号をすることとなったと解釈される。これにより、「杵なしの尾張の刻印＋〇〇年製」、あるいは「〇〇尾製」の製品が伝えられるが、享和3年の紀年銘より遡らない理由はこのことによると考えられる。
- 享和3年9月に真の御蔵物となる。
- 文化元年9月に窯方掟、売捌方掟などが定められ、御用品もすべて御蔵へ納めることとなる。特殊品であることを明らかにするため、また、これまで使用してきた表記と区別するため、10月に「**尾張**」印と「張」印が下賜されたと考えられる。

まとめ 染付磁器生産開始のなぞ解き (2-2)

日付		できごと	基本的な印
享和2年	1802	9月 「御蔵物名目」になる	享和癸亥尾張製など 「杵なし尾張印」 + 享和年製 享和尾製
		10月 御蔵会所の取り建て方を仰せ付けられる	
		11月 「御蔵物(名目)となり、箇毎に印」と商売筋へ御触れ	
享和3年	1803	9月 染付焼が「真の御蔵物」に仰せ付けられる	「杵なし尾張印」 + 享和年製 享和尾製
		12月 忠治、広井の御蔵へ12俵の製品を初めて納める	
文化元年	1804	2月 11日、「文化」と改元	「杵なし尾張印」 + 文化年製
		2月 22日、民吉が九州に出立	
		6月 瀬戸村御蔵会所の小屋を取り立て	
		7月 初めて佐七窯の窯口明仕法	
		7月 瀬戸村御蔵所へ役人が引き越し、広井へ荷物を送る	文化尾製
		9月 窯方掟、売捌方掟、御蔵物染付焼荷物代請取御仕法之事	
		10月 染付焼物に用いる印 張印・尾張丸印が木印にて藩が下さる	「楕円杵の尾張印」 「張」
		12月 染付本業差兼窯元取締役、瀬戸村6人へ仰せ付け	